障がい者の権利擁護に関するアンケート 回答協力のお願い

このアンケートは、泉佐野市・田尻町の障害福祉関連施設や事業所で働くみなさまに、障がい者の権利擁護にむけた支援体制の充実と権利擁護の推進を図ることを目的として、自立支援協議会*・関係機関協力のもと基幹相談支援センター**が実施するものです。

お忙しい中お手数をおかけしますが、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。(なお、お答えいただいた内容については、個人情報の保護に万全を期すとともに上記にお示しした目的以外には使用いたしません。)

- ・平成27年12月1日現在、WAM-NETの障害福祉サービス事業所情報をもとに、泉佐野市・田尻町に所在地のある施設や事業所に送付させていただいております。
- ▶「障がい」と「障害」の表記について、大阪府にならって基本は「障がい」と表記し、法令・ 行政等の関連用語については「障害」としています。
- **基幹相談支援センター=泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター あいと:泉佐野市・田尻町 から泉佐野市社会福祉協議会に委託された公的な障がい者の相談支援機関です。地域の相談支 援の拠点として、「総合相談」・「権利擁護」・「地域生活の支援」・「虐待の防止」の役割を担っ ています。

【回答者について】

- ・障がい者と直接現場で関わる方を対象とします(事務.調理.清掃員など→対象外です)
- ・ヘルパー事業所のように介護保険サービスも提供している場合、障害福祉サービスに たずさわっている方が記入してください

【記入について】

- ・回答については平成 28年2月1日(月)現在の内容でご記入ください
- アンケート設問のあてはまる項にアンケート設問のあてはまる項にダチェックしてください

【アンケートの返信について】

・ご記入いただきましたアンケートは、 **同封の個別返信用封筒に回答者ごとに入れて 2月15日(月)までに** 投函いただきますようお願いいたします

【アンケートの回答者についてお答えください】

「サービス管理責任者」の方は、職員を研修に派遣するなどの人事権を持つ場合は「管理職」、そうでない場合は「一般職」に☑チェックしてください。↓

職種	□管理職 (施設長・代表取締役などの管理者)					
	□一般職	(正職,パー	-トなど雇用形	態は問わな	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
年代	□10代	□20 代	□30 代	□40代	□50代	□60 代以上
経験	障害福祉分	野にたずさ	わった通算経験	演年数		
年数	□1 年未満	□1~3年	三未満 □3~	5年未満 [□5~10 年未満	□10 年以上
施設・	事業所の種別	リについて	□相談支援事	業所		
			□居住系(入	、所施設・グ	ブループホームな	えど)
			□訪問系(△	、ルパー事業	所・訪問看護ス	ステーションなど)
□日中活動系(生活介護事業所・就労支援事業所・⅓					援事業所・地域活動	
	支援センターなど)					
保有資	:格(複数回答	·可)	□相談支援専	<u>ーー</u> 門員 口サ	ービス管理責任	£者
			□介護福祉士	: □社	:会福祉士	□精神保健福祉士
	□ヘルパー (新・旧研修修了者どちらも含む)					
			□看護師	$\Box \operatorname{PT}$	\Box OT \Box S	ST □保育士
			□介護支援専	門員 口そ	の他 () 口なし

< 障がい者の権利擁護に関するアンケート>

現状(体制)について

問 1: 貴施設・事業所では、利用者や家族から以下のような相談を受けたことがありますか?(複数回答可)						
□①障がいへの不理解、偏見について	□②障がいがあることで差別された					
□③近隣など地域とのトラブル	□④金銭管理について					
□⑤成年後見制度*について	□⑥虐待について					
□⑦消費者被害について	□⑧ その他()				
□ ⑨相談を受けたことがない						
□ ⑨相談を受けたことがない * 成年後見制度:知的障がいや精神障がい・認知症などの理由で、自分自身で財産を管理したり契約を結んだりすることが難しい場合に、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等の支援者が本人を支援する公的な制度です。						

⇒問1で①~⑧を選んだ場合

		美所では、利用者から問 こいますか?(複数回答) ~ ⑧のようなホ	目談を受けた	:場合、	どのよ \
	□①施設、	事業所の職員が対応す	ーる	□②行政の担	当課に相談す	-る	
	□③基幹机	目談支援センターに相談	炎する	□④権利擁護	支援センター	-*に相記	炎する
	□⑤専門機	養関(法テラスやリー な	ブルサオ	ペートなど) にね	目談する		
	□⑥その他	<u>也</u> ()	
	市から委託る 相談窓口は	援センター=泉佐野市権利 を受けて、市内の障がい者⁴ 相談内容によって、基幹相i W(地域)があります。	や高齢者	の権利擁護に関す	する支援機能な	を担う機	関です。
問	2:利用者の	カ中で金銭管理の支援だ	が必要な	よ人がいますか	?(複数回名	李可)	
	□①現在、	収支管理(お金のやり)繰り)	の支援を受け	ている人がい	いる	
	□②施設。	・ 事業所利用時に金銭を	と保管し	してもらってい	る人がいる		
	□③現在3	支援は受けていないが、	収支の)管理 (お金の4	やり繰り)が	困難な	人がいる
	□④収支管	管理 (お金のやり繰り)	に支援	爰が必要な人は1	いない		
	□⑤わから	うない ·					
≱ا	問2で①~③	③を選んだ場合					
į	貴施設・事業	ま所ではどのように対応	してい	いますか?(複数	汝回答可)		
	□①施設、	事業所で対応	\square ②)日常生活自立才	で援事業*を利	利用	
	□③成年後	見制度を利用	$\Box 4$	その他()	
	□⑤特に何	「もしていない					
*		Σ支援事業:自分で判断す 会福祉協議会にて実施して らります。					

問3: 利用者の金銭管理に関する規定などを定めていますか? (複数回答可)
□①金銭管理の規定(内規を含む)を定めている
□②金銭管理について、書類(契約書など)を交わしている
□③その他()
□④定めていない
問4: 利用者に成年後見制度の利用が必要になった場合、どのように対応していますか?(複数回答可)
□①施設・事業所で、制度の利用を勧め、手続を支援している
□②専門職(弁護士や司法書士など)につないでいる
□③他機関(基幹相談支援センター、権利擁護支援センターなど)に相談または紹介している
□④その他(
□⑤対応していない
問5の前に… (O
├─│ 「虐待」とは、生命に危険がおよぶようなものだけでなく、本人にとって不適切な対応である
ことをいいます。
ことをいいます。 < 例 > ◆無理やり食べ物を口に入れる・過剰な投薬によって身体の動きを抑制する(→ 身体的虐待 にあたる)
 〈例 〉 ◆無理やり食べ物を口に入れる・過剰な投薬によって身体の動きを抑制する(→身体的虐待にあたる) ◆本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する・わいせつな映像を見せる(→性的虐待) ◆こども扱いする・話しかけているのに意図的に無視する・言葉で脅かす(→心理的虐待)
〈例 〉 ◆無理やり食べ物を口に入れる・過剰な投薬によって身体の動きを抑制する(→ 身体的虐待 にあたる) ◆本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する・わいせつな映像を見せる(→ 性的虐待)
 〈 例 〉 ◆無理やり食べ物を口に入れる・過剰な投薬によって身体の動きを抑制する (→身体的虐待にあたる) ◆本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する・わいせつな映像を見せる (→性的虐待) ◆こども扱いする・話しかけているのに意図的に無視する・言葉で脅かす (→心理的虐待) ◆ごみを放置して劣悪な住環境の中で生活させる・必要な医療や福祉サービスを受けさせない、
 〈例 〉 ◆無理やり食べ物を口に入れる・過剰な投薬によって身体の動きを抑制する(→身体的虐待にあたる) ◆本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する・わいせつな映像を見せる(→性的虐待) ◆こども扱いする・話しかけているのに意図的に無視する・言葉で脅かす(→心理的虐待) ◆ごみを放置して劣悪な住環境の中で生活させる・必要な医療や福祉サービスを受けさせない、制限する・他の人による虐待を見て見ぬふりをする(→放棄・放任=ネグレクト) ◆本人の同意なしに給料や年金を勝手に使う・本人が希望する物にお金を理由なく使わせない・
 〈例〉 ◆無理やり食べ物を口に入れる・過剰な投薬によって身体の動きを抑制する(→身体的虐待にあたる) ◆本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する・わいせつな映像を見せる(→性的虐待) ◆こども扱いする・話しかけているのに意図的に無視する・言葉で脅かす(→心理的虐待) ◆ごみを放置して劣悪な住環境の中で生活させる・必要な医療や福祉サービスを受けさせない、制限する・他の人による虐待を見て見ぬふりをする(→放棄・放任=ネグレクト) ◆本人の同意なしに給料や年金を勝手に使う・本人が希望する物にお金を理由なく使わせない・高額な商品を売りつける(→経済的虐待)

⇒問5で「①ある」を選んだ場合

	どのように対応しましたか?(複数	数回答可)	\
	□①施設・事業所内で対応		□②行政の担当課へ相談・通報*	
	□③基幹相談支援センターへ相談・	• 通報	□④権利擁護支援センターへ相談	
	□⑤虐待通報ダイヤル**へ連絡		□⑥警察へ通報	
	□⑦対応できる職員がいなかった		□⑧対応方法がわからなかった	
	□ ⑨相談先がわからなかった		□⑩虐待か迷って通報しなかった	
	□⑪その他()	□⑫何もしなかった	
	* 通報:虐待を受けたと思われる障が			
_	への通報義務あります。この時、虐 応責任主体である行政が判断します **虐待通報ダイヤル=「障がい者虐待 -015):24時間対応で、平日は障害	待かどう 。 通報専用 害者虐待隊 外部委託	かを通報者が判断する必要はありません。対 ダイヤル」(0120-357-345・FAX:0120-571 方止センターでもある基幹相談支援センター 先に自動転送されます。緊急時には基幹相談	/
门間	への通報義務あります。この時、虐応責任主体である行政が判断します **虐待通報ダイヤル=「障がい者虐待 ー015):24時間対応で、平日は障害 につながり、休日・夜間については 支援センターを通じて、行政の担当	待かどう 一。 通報専用 等者虐待系 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	かを通報者が判断する必要はありません。対 ダイヤル」(0120-357-345・FAX:0120-571 方止センターでもある基幹相談支援センター 先に自動転送されます。緊急時には基幹相談	
一問	への通報義務あります。この時、虐応責任主体である行政が判断します **虐待通報ダイヤル=「障がい者虐待 ー015):24時間対応で、平日は障害につながり、休日・夜間については支援センターを通じて、行政の担当 6:貴施設・事業所の基本理念や運	待かどう 一。 一通報専門 一番を 一番を 一番を 一番を 一番を 一番を 一番を 一番を 一番を 一番を	かを通報者が判断する必要はありません。対 ダイヤル」(0120-357-345・FAX:0120-571 方止センターでもある基幹相談支援センター 先に自動転送されます。緊急時には基幹相談 されます。	記
一問	への通報義務あります。この時、虐応責任主体である行政が判断します **虐待通報ダイヤル=「障がい者虐待 ー015):24時間対応で、平日は障害につながり、休日・夜間については支援センターを通じて、行政の担当 6:貴施設・事業所の基本理念や運載していますか?	待かどう 一。 通報専得 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	かを通報者が判断する必要はありません。対 ダイヤル」(0120-357-345・FAX:0120-571 方止センターでもある基幹相談支援センター 先に自動転送されます。緊急時には基幹相談 されます。	記

問7: 貴施設・事業所では利用者の苦情解決のためにどのような取り組みを行なっていますか? (複数回答可)						
□①苦情受付担当者を定めている		□②苦情解決責任者を定めている				
□③第三者委員会を設置している		□④投書箱などを用意している				
□⑤職員が日常的に把握している		□⑥苦情対応結果を公表している				
□⑦その他()	□⑧取り組みを行なっていない				
問7-1:上記の取り組みについて、	内容·	や利用の仕方などを知っていますか?				
□①知っている		□②知らない				

権利擁護に対する意識について

問8:利用者にとって不適切な対応が生じないように貴施設・事業所でおこなっている ことや、これから職場での取り組みが必要だと思うことはありますか? (複数回答可)
□①職員の理解や知識などを高める研修
□②職員の忙しさを緩和するための体制の充実
□③職員の悩みやストレスを解消するための支援
□④利用者が不穏状態にならない為の支援の充実
□⑤施設、事業所の環境の整備
□⑥地域やボランティア等の外部の目の導入
□⑦利用者や家族等の事業運営への参加
□⑧その他()
□⑨特にない

啓発について

問9は、管理職と一般職、別々にお答えください。 【**管理職の方**】↓

問9:権利擁護支援に関する研修として、 職員に対して過去3年間で実施し たものがありますか?外部で開催 された研修への派遣も含めてお答 えください。(複数回答可)
□①権利擁護の基本的な理解について
□②虐待防止のための取り組みについて
□③成年後見制度に関する研修
□④その他 ()
□⑤実施していない
問9-1:職員を研修に派遣しやすい条 件は何ですか?(複数回答可)
□①研修時間が午前中
□②研修時間が午後から開始
□③研修時間が 18 時以降に開始
□④会場が自身の施設・事業所
□⑤会場が泉佐野市や田尻町
□⑥会場が(大阪市内のように)遠くて も構わない
□⑦その他()
□⑧特にない
問9-2:研修に参加できなかった職 員に対して、内容を伝達する機 会を設けていますか? □①設けている □②設けていない

【一般職の方】↓

問9:以下のような権利擁護支援に関す る研修に、過去3年間で参加した
ことがありますか?(複数回答可)
□①権利擁護の基本的な理解について
□②虐待防止のための取り組みについて
□③成年後見制度に関する研修
□④その他()
□⑤参加していない
問9-1:研修に参加しやすい条件は何
ですか?(複数回答可)
□①研修時間が午前中
□②研修時間が午後から開始
□③研修時間が 18 時以降に開始
□④会場が自身の職場
□⑤会場が泉佐野市や田尻町
□⑥会場が(大阪市内のように)遠くて も構わない
□⑦その他()
□8特にない
問9-2:自身は参加した研修に、参加できなかった同僚に対して、内容を伝達する機会(伝達講習や会議、復命書や資料の回覧など)があり
ますか?
□①ある □②ない

問 10:利用者の権利擁護を支援する上で、支援してほしいと思うことはあ (複数回答可)	りますか?
□①職員の理解や知識などを高める研修	
□②利用者の家族への啓発や学習機会を設ける	
□③相談への支援や専門職による助言	
□④マニュアルなどの整備	
□⑤成年後見制度の利用を促進する仕組み作り	
□⑥施設、事業者間の連携や情報交換等	
□⑦その他()
□⑧特にない	

アンケートへのご協力、ありがとうございました。

★利用者の権利擁護について、何かご意見があればお書きください。

<問合せ先>

泉佐野市・田尻町基幹相談支援センター あいと 〒598-0007 泉佐野市上町 1-2-9 TEL: 072-464-3830

2.11<u>-2, 11</u>-11

E-mail:kikan@izumisanoshakyo.or.jp

【担当】仁木・上野・坂本